

## 大阪市生野区地域学校安全指導員実施要綱（会計年度任用職員）

### （目的）

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、生野区における地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### （任用及び採用選考）

第2条 情報処理機器を操作し、文書作成やデータ入力業務をすみやかにかつ正確に行うことができるとともに、エクセル・ワードを操作できる者の内から、次の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験

2 その他、採用選考に必要な事項は、「大阪市生野区地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）（会計年度任用職員）採用試験実施要領」で定める。

### （再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小又は廃止等の状況及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### （業務内容）

第4条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 見守り隊等の養成、資質向上
- (2) 通学路の安全確保など、学校の定期的な巡回指導
- (3) 学校内の防犯対策（事故発生時の緊急対応、地域や関係機関との連携等）に関する助言・指導
- (4) 通学路の危険箇所の割り出しや、それに基づく効率的、効果的な見守り方法の立案
- (5) その他、生野区役所、学校、地域等との打ち合わせなど、生野区長が必要と認めるもの

### （勤務地）

第5条 会計年度任用職員は、生野区役所地域まちづくり課に勤務するものとする。

(勤務時間等)

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 勤務日数 1日7時間30分の勤務で、週4日の勤務日
  - (2) 勤務時間 午前9時00分から午後5時15分
  - (3) 休憩時間 午後0時15分から午後1時までとする。
- 2 課長は前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し、必要に応じて勤務時間及び休憩時間の変更を命ずることができる。
- 3 前項に基づき変更を命ずる勤務時間及び休憩時間は別表のとおりとする。

(休日)

第7条 会計年度任用職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
  - (4) その他、指定された曜日
- 2 課長は、前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、生野区長が定める。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

勤務時間	休憩時間
午前7時45分～午後4時00分	午後0時15分～午後1時00分
午前9時00分～午後5時15分	午後0時15分～午後1時00分
午前11時45分～午後8時00分	午後5時00分～午後5時45分
午後0時15分～午後8時30分	午後5時00分～午後5時45分